

虐待ゼロ指針

「虐待防止に関する基本的考え方」

「虐待は 犯罪行為だ 許さない 見つけた人は すぐに報告」

(注釈)

虐待は犯罪行為です。駒場苑は虐待行為を許しません。

① 身体的虐待

- ・ 殴る・蹴る・引っ掻く・つねる等暴力行為で痛みを与える行為。
- ・ 本人に向けて物を投げつける。
- ・ 移動させる時に身体を無理に引きずる
- ・ 無理やり食事を口に入れる。

② ネグレクト

- ・ 故意にトイレに連れて行かない
- ・ 故意にお風呂に入れない
- ・ 食事水分を故意に与えない
- ・ 声かけをしない、声かけに対して返答しないなどの無視をする

③ 心理的虐待

- ・ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・ 子供のように扱う。
- ・ 失礼な呼び方をする。(呼び捨て、あれ、これ、あだ名等)
- ・ 命令口調で威圧する。
- ・ トイレに行けるのにオムツを当てる。

④ 性的虐待

- ・ キス、性器への不必要な接触、セックスを強要する。
- ・ 陰部を写真に撮る。
- ・ みんなの前で裸のままにする。
- ・ 人前で排泄行為をさせたり、オムツ交換をする。
- ・ 性的言動でからかう。

⑤ 経済的虐待

- ・ お金を勝手に使用する。
- ・ お金を使わせない。

虐待を見つけた際は、すみやかに上司、または管理者へ報告して下さい。事実確認を行い、対策や処分等の対応を行います。

「虐待についての委員会」

毎月 1 回委員会内で注意喚起と話し合いを行います。また万が一虐待の疑いがあった場合に、調査、改善に向けての対策についても同委員会にて検討を行います。施設長（虐待ゼロ責任者）、主任（GH はホーム長）、生活相談員、介護支援専門員

「虐待についての研修会」

毎年 2 回虐待予防のための全体研修を行います。また新人職員への研修（指針の周知）を行います（入職時）。

「虐待が疑われた場合、発生した場合の対応方法に関する基本方針」

疑われたが、事実と認められなかった場合、証拠がない場合

→疑われる事自体が今後ないように改善策を検討し、実施行う。

虐待の事実が認められた場合

→法人に報告をし、処分の実施を行う。

「虐待が疑われた場合、発生した場合の相談、報告体制」

- ① 各職員は主任へ報告（特養はリーダーへ報告し、リーダーから主任へ報告）。
- ② 主任（特養の場合はリーダー）の方で状況の確認を行う。
- ③ 虐待と思われない場合は状況を報告してきた職員へフィードバック
- ④ 虐待の疑いのある場合は、当該職員へ主任、リーダーから事実確認を行う。その際、施設長へ報告。委員会内でも共有。
- ⑤ 事実確認後、事実と認められた場合は、施設長は法人へ報告をし、処分の検討を行う。事実と認められなかった場合は、疑われてしまった事への改善策を当該職員と検討を行い、改善を実施する。

「成年後見制度の利用支援に関する事項」

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、成年後見制度の利用を支援します。成年後見制度は、判断能力が不十分になってから家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」、「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」があります。

「虐待等に係る苦情解決方法に関する事項」

- ・虐待等に係る苦情解決方法の窓口については、各主任又は施設長が行う。法人や目黒区高齢福祉課等に通報をした場合は、それぞれ通報先が窓口となる。
- ・報告者、通報者の権利を守り、本人の希望のない限り、名前はふせたかたちで事実確認等を行い、途中経過や最終結論等のフィードバックを施設長、主任で行う。
- ・その他、法人本部や目黒区介護保険課等も通報先となる。通報先が区の場合、区が事業所や法人に代行して調査等を行う。調査結果をもとに、施設長や法人が改善の対応や人事などを検討、決定を行う。

「利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項」

この指針は、駒場苑の「共有」→「駒場苑グループマニュアル」→「駒場苑グループ指針」のフォルダ内で、いつでも自由に閲覧することができます。

平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日 改定

令和 2 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 4 月 1 日 改定